

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

まんぷく祭り

ほっきの無料試食会や即売会、ほっき料理・加工品販売、ほっきムキムキ大会など、ほっき貝の魅力を堪能できるイベントです。
※試食会・即売会などは無くなり次第終了となります。
とき 3月16日(日)
午前9時30分～午後2時
ところ 三沢漁港市場内



問三沢市漁業協同組合 ☎642202

七戸町

プロ野球解説者 太田幸司講演会 「我が人生のいろいろ」 ～還暦を過ぎて思う～

甲子園準優勝投手で、近鉄バファローズなどで活躍した毎日放送プロ野球解説者の太田幸司さんによる講演会です。
とき 3月16日(日) 午後2時～
ところ 七戸農村環境改善センター 柏葉館
問七戸町文化協会事務局 ☎682920
(七戸中央公民館内)

横浜町

第24回よこはま菜の花マラソン大会

「2014菜の花フェスティバルinよこはま」のメインイベント、マラソン大会の出場者を募集します。参加者には参加賞として大会特製スポーツタオルが配布されます。奮ってご応募ください。
とき ▶前日祭 5月17日(土)
▶マラソン大会 5月18日(日)
ところ 横浜町大豆田地区
(菜の花フェスティバル会場)
申込期限 3月28日(金)
問▶横浜町産業振興課
☎0175-78-2111 (内線351)
▶よこはま菜の花マラソンイベント
リー事務局 ☎0463-35-6691



あなたの街の 法律相談



～第12回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「借家契約」についてです。

問まちづくり支援課 ☎516777

Q 数年前からアパートを所有し、賃貸しているのですが、借り主の一人が半年以上も全く賃料を払ってくれません。私としては今の借り主には出て行ってもらい、新しい借り主を早急に探したいと思っています。

A まずは、最低でも一週間以上の期限を設けて未払賃料の支払いを書面で求めましょう。期限を過ぎても支払いが無い場合や何らの応答も無い場合には、半年以上の賃料未払いを理由に賃貸借契約の解除と明け渡しを書面で行います。これらの通知は後々の裁判の重要な資料になる場合がありますので、いずれも内容証明郵便などの書面で行うことをお勧めします。万が一これらの書面を送っても全く出て行ってもらえないときには裁判が必要ないケースもあります。



Q 先ほどの借り主が、結局賃料を支払ってくれなかったため内容証明郵便で契約を解除したのですが、部屋を出ていく様子がありません。不在のときに部屋に入り、荷物を運び出して処分してもよいでしょうか。

A 貸している部屋であっても、借り主の承諾無しに入ってしまうと違法であり、損害賠償を請求される恐れがあります。荷物を勝手に運び出すことや勝手に処分することも同様です。内容証明郵便や賃貸借契約書などを証拠として裁判所に訴えを起こし、未払賃料の支払いとともに立ち退きを求めましょう。なお、賃貸借契約書にあらかじめ残置物所有権放棄などの特約が組まれている場合でも気を付ける必要があります。

Q 未払賃料をできれば全額支払って欲しいと考えていますが、借り主は収入が無いようです。

A 賃貸借契約を締結するときには保証人をつけていることが多いと思います。保証人は、借り主が大家に対して負う債務について同じ内容の責任を負います。借り主から全額回収することに不安がある場合には、保証人に対しても未払賃料の支払いを求めましょう。

(文責：弁護士 鈴木 陽大)
あきひろ
いずみ法律事務所 ☎6558